

長野市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年2月21日

長野市監査委員	増山幸一
同	轟光昌
同	寺澤和男
同	小林秀子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成22年度 定期監査（前期・後期）（22監査第90号）分

指摘事項	平成23年度の措置状況(当初)	平成23年度措置状況 (当初措置後の状況)	担当課
<p>2 収入に関する事務について (4) 徴収事務を適正に行うべきもの (報告書4ページ)</p>	<p>エ 廃棄物処理手数料の督促について、口頭（電話）のみでしか行っていなかった。市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に則り、適正な事務処理をされたい。</p>	<p>徴収事務を適正に行うべきものについては、現在、納入通知書に督促手数料や延滞金を徴収することを明示すること及び入金事務処理について会計局と調整中であり、市税以外の諸収入金に対する手数料及び延滞金徴収条例に則った事務処理を行うよう改善する。</p>	<p>清掃センター</p>
<p>3 支出に関する事務について (5) 要領等に基づく支出をすべきもの (報告書7ページ)</p>	<p>イ 「地域たすけあい事業補助金（平成15年当時は、「地域福祉サービス事業補助金」という名称であった。）」について、交付要綱等の作成がなされていなかった。この補助金については、平成15年度の包括外部監査において「補助金交付要綱を作成するなど補助目的、対象経費及び経費配分等を明確にしておくべきである。」と指摘され、措置状況で「算出基準を作成することで補助目的、補助対象経費、補助金算出根拠を明確にできるため、（要綱）制定の必要はないと判断している。」としていながら、何の基準も作成することなく補助金が交付されていた。補助目的や対象経費等を明確にするため、早急に基準等を設けられたい。</p>	<p>補助目的や対象経費等を明確にするための基準等を本年度内に定める。</p>	<p>高齢者福祉課</p>